## 化学物質審議会の審議体制の見直しについて (案)

平成31年1月10日化学物質審議会

化学物質審議会は、審査部会及び安全対策部会における審議事項を下記の とおり変更する。

記

## 審査部会

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - ・第一種特定化学物質の指定
  - ・ 監視化学物質の指定
  - ・新規化学物質の判定

# 安全対策部会

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - ・第一種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
  - ・第二種特定化学物質の指定
  - ・第二種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
  - ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
  - ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定
  - ・優先評価化学物質の指定
- ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関す る法律(化管法)関係
  - 第一種指定化学物質の指定
  - ・第二種指定化学物質の指定

変更後

#### 審査部会

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - 第一種特定化学物質の指定
  - ・監視化学物質の指定
  - ・新規化学物質の判定
- ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関す る法律(化管法)関係
  - 第一種指定化学物質の指定
  - 第二種指定化学物質の指定

### 安全対策部会

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - ・第一種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
  - ・第二種特定化学物質の指定
  - ・第二種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
  - ・監視化学物質<u>及び</u>優先評価化学物質の有害性調査の指示 「新設]
  - ・優先評価化学物質の指定 「新設〕

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

変更前

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - ・第一種特定化学物質の指定
  - ・監視化学物質の指定
  - ・新規化学物質の判定

「削る]

審査部会

### 安全対策部会

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係
  - ・第一種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
  - ・第二種特定化学物質の指定
  - ・第二種特定化学物質使用製品の指定
  - ・第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
  - ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
  - ・監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に 基づく判定
  - ・優先評価化学物質の指定
- ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関す る法律(化管法)関係
  - 第一種指定化学物質の指定
  - 第二種指定化学物質の指定